

(平成24年10月3日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

佐賀厚生年金 事案 1248

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥に係る標準賞与額の記録については、平成16年7月9日は5万円、同年12月24日は20万円、17年7月4日は22万5,000円、同年12月27日は20万3,000円、18年6月19日は17万2,000円及び同年12月22日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月24日
③ 平成17年7月4日
④ 平成17年12月27日
⑤ 平成18年6月19日
⑥ 平成18年12月22日
⑦ 平成19年6月頃
⑧ 平成19年12月頃
⑨ 平成20年6月頃
⑩ 平成20年12月頃

国(厚生労働省)の記録によると、A社での在職中に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同社から支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間⑤及び⑥の申立人に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与支給明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年6月19日は17万2,000円及び同年12月22日は19万5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①、②、③及び④の申立人に係る標準賞与額については、申立人が賞与振込に利用していた金融機関の取引明細書により、申立人は、平成16年7月9日は5万円、同年12月24日は20万円、17年7月4日は22万5,000円及び同年12月27日は20万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑦、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額については、A社は、平成19年及び20年は賞与を支給していない旨回答している上、前述の金融機関の取引明細書に賞与と思われる入金記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑦、⑧、⑨及び⑩について、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めるることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1249（事案 312 及び 1101 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 58 年 5 月 2 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 60 年 3 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
③ 平成 3 年 11 月頃から 5 年 7 月 1 日まで
④ 平成 5 年 11 月 25 日から同年 12 月頃まで
⑤ 平成 6 年 3 月 1 日から同年 10 月 16 日まで
⑥ 平成 8 年 3 月 13 日から同年 11 月 1 日まで
⑦ 平成 9 年 4 月 12 日から同年 7 月 1 日まで
⑧ 平成 10 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成 3 年 11 月から 5 年 6 月 30 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、A 社に平成 3 年 11 月頃から 5 年 11 月 25 日まで勤務しており、厚生年金保険の加入期間が 4 か月だけであったとは考えられない。また、平成 5 年 4 月から 6 月までの国民年金保険料の納付記録は、その間、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので間違った記録だと思うし、同僚が 20 人程いたので話を聞いてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に 2 度にわたり申し立てたが、いずれも記録訂正が認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、A 社で平成 3 年 11 月頃から 5 年 12 月頃までの丸 2 年間働き、子供がいたのでその間は健康保険証を持っていたと思うので、再度、調査を行ってほしい。

また、昭和 56 年生れの長男が小さかった頃、B 社 C 支社で昭和 58 年 5 月 2 日から 60 年 7 月 1 日までの丸 2 年間働き、1 年目は自転車で、2 年目はバイクで通ったと記憶する。同社で健康保険証をもらうまで 3 か月あり、最初の 1 か月は研修期間だったと思う。

D 社の E 支店で、平成 6 年 3 月 1 日から 8 年 11 月 1 日までの間に 2 年間

は働いたと記憶する。

F社では、平成9年4月頃から同年9月23日までの半年間ほど働いたと記憶する。

G事業所では、平成10年4月頃から働き始めたが、7月から雇用保険に加入しているので、厚生年金保険も7月から加入記録があると思う。

実際に働いた期間と厚生年金保険の記録が相違しているので、欠落している申立期間①から⑧までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人は平成5年7月1日に資格取得とされており、これ以前に申立人が被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無いこと、申立人は、申立期間③中の3年11月から国民年金に加入し、5年3月まで国民年金保険料を申請により免除され、同年4月から同年6月までは保険料を納付していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立については、申立期間③中の国民年金保険料の申請免除に係る記録に不自然さはみられず、A社の同僚から、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年4月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、「当時、子供の教育費の負担が重たくなると思ったのでA社で丸2年間働き、健康保険証を持っていたと思う。」と申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらぬことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、今回、申立人は、申立期間③に追加して申立期間④についても、申立期間③と同様の主張をし、A社での厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は平成5年11月24日付けでA社を離職した記録が確認でき、これは申立人の厚生年金保険の記録と符合している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④の5年11月から同年12月までの期間を含む5年11月から6年3月まで国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料は申請免除されていることが確認できる。

さらに、A社は申立人の申立期間④に係る賃金台帳等の資料を保管しておら

ず、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、B社C支社の後継事業所であるH社が保管する「資料I」によると、申立人は昭和58年5月2日にB社に入社し、60年3月28日に退職したことが確認できることから、申立人が申立期間①において同社に勤務したことは確認できるものの、同資料により申立人の同社における登録日は58年5月20日であることが確認できる上、H社が保管する「資料J」において、「1989年（昭和64年）9月登録者までは職員昇格と同時に厚生年金保険の資格を取得する。ただし、職員昇格時期は、成績に応じて入社4か月目、5か月目、6か月目のいずれか」である旨規定されていたことが確認できることから、同社は、「申立人が申立期間①においてB社C支社に在籍していたことは確認できるものの、当該期間は職員昇格前と推測され、厚生年金保険の資格を取得していないものと思われる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間①の昭和58年5月から同年8月までの期間、国民年金に加入しており、当該期間の国民年金保険料は申請免除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、生後＊か月の長男が肺炎で入院した時、健康保険証を所持していたことを覚えているので、申立期間①においてB社C支社で健康保険、厚生年金保険に加入していたはずと主張している。しかし、当該長男が生後＊か月の昭和57年8月には、申立人は別事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同事業所において再取得するまでの期間であったことが確認できることから、当該長男が入院したとする時期と申立期間①は相違している。

申立期間②について、H社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人は昭和60年3月29日に資格喪失していることが確認でき、これは厚生年金保険の記録と一致しており、H社は、「申立人が申立期間②においてB社C支社に在籍していないと思われることから、厚生年金保険料は控除していないと考える。」と回答している。

また、申立人の雇用保険受給資格者証によると、申立人のB社C支社における離職日は昭和60年3月28日であり、求職申込年月日は同年4月8日であることが確認できる。さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の昭和60年3月から同年6月までの期間、国民年金に加入し、当該期間の国

民年金保険料は申請免除されていることが確認できる。

加えて、H社は申立人の申立期間①及び②に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

その上、B社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 58 年 9 月 1 日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、60 年 3 月 29 日付けで同資格を喪失していることが記録されており、当該記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間①及び②において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は見当たらない上、遡及して訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間⑤について、雇用保険の記録によると、申立期間⑤のうち平成 6 年 5 月 8 日から同年 9 月 30 日まで、D社の関連事業所であるK社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、K社は平成 12 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑤当時は適用事業所ではない上、同社及びD社の届出事務を担当していた元事業主の妻は、「当時、K社でパート従業員を雇い、D社で正社員を雇っていた。パート従業員は厚生年金保険の記録は無いはずで、正社員となってD社において厚生年金保険に加入するようになっていた。」と供述しているところ、申立人の雇用保険被保険者記録によると、6 年 10 月 1 日から 8 年 3 月 12 日までD社で雇用保険被保険者の記録を確認することができ、この記録は同社における厚生年金保険被保険者記録とおむね符合している。

申立期間⑥について、雇用保険受給資格者証によると、離職年月日は平成 8 年 3 月 12 日と記載され、求職申込日は同年 4 月 12 日と記載されていることから、申立人はD社を離職した後、公共職業安定所に求職の申込を行っていることが確認でき、申立期間⑥の一部を含む 8 年 7 月 19 日から 9 年 1 月 14 日までの基本手当を受給していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑤の平成 6 年 3 月から同年 9 月まで、申立期間⑥を含む 8 年 3 月から 9 年 4 月までの期間、国民年金に加入し 6 年 3 月から 9 年 5 月までの国民年金保険料は法定免除されていることが確認できる。

さらに、D社は廃業しており、関連事業所であるK社は申立人の申立期間⑤及び⑥に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も当該申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間⑤及び⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、D社において、平成6年10月16日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得し、8年3月13日付けで同資格を喪失していることが確認でき、申立期間⑤及び⑥において、申立人が同社で被保険者資格を取得したことを行うかがわせる記録は確認できない上、当該申立期間において、申立人に係る資格取得日及び資格喪失日が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間⑦について、雇用保険の記録によると、申立人は平成9年4月12日から同年9月22日までF社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F社のL氏は、「申立期間⑦当時も現在も、勤務し始めて3か月間は試用期間であり、この期間は厚生年金保険に加入することはない。申立人のことは覚えており、短期間の勤務ではあったが、同様に試用期間があったと記憶する。」と供述しているところ、平成8年11月頃に入社した旨供述している同僚の一人は、オンライン記録において、同社で9年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間⑦を含む平成8年3月から9年6月までの期間、国民年金に加入し当該期間の国民年金保険料は法定免除されていることが確認できる。

さらに、F社は申立人の申立期間⑦に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も当該申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間⑦において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、申立人はF社において平成9年7月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間⑦において、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを行うかがわせる記録は確認できない上、当該申立期間において申立人に係る資格取得日が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間⑧について、雇用保険の記録及び申立人が所持していたG事業所に係る雇用保険被保険者離職票により、申立人は同事業所において雇用保険の被保険者資格を平成10年7月1日付けで取得し、同年12月5日付けで離職していることが確認できることから、申立期間⑧において申立人が同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」において、申立人の資格取得年月日は平成10年8月1日と記載されており、この記録は厚生年金保険の記録と一致している。

また、G事業所が保管する申立人の給与支給台帳には、平成10年7月分の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年8月から同年11月までの給与からいずれも申立人の標準報酬月額として届けられた15万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同給与支給台帳に記載された控除額の合計額は、申立人が所持する平成10年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間⑧を含む平成10年4月から同年7月までの期間、国民年金に加入し当該期間の国民年金保険料は申請免除されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人はG事業所において平成10年8月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間⑧において、申立人が同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことをうかがわせる記録は確認できない上、当該申立期間において申立人に係る資格取得日が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間⑧に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1250（事案 957 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月頃から 29 年 1 月頃まで
② 昭和 29 年 8 月頃から 30 年 3 月頃まで

昭和 27 年 4 月頃から 29 年 1 月頃まで A 事業所に勤務し、同年 8 月頃から 30 年 3 月頃まで B 事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、第三者委員会に記録訂正を求め申し立てたが、平成 22 年 2 月に記録の訂正は必要でない旨の通知を受けた。

しかし、A 事業所における同僚に厚生年金保険記録があるのに自分の記録が無いことには納得ができない。また、B 事業所の経営を行っていた C 社を再調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A 事業所を経営していた D 社は、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、昭和 25 年から 30 年までの取得者の中に申立人の氏名の記載が無いことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していないと思われる旨回答していること、ii) D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 25 年から 30 年までの取得者の中に申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠番も無いこと、iii) 申立人が、昭和 28 年 9 月ごろに A 事業所に入社したと供述する同僚は、29 年 9 月 1 日に D 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、入社から約 1 年後に厚生年金保険に加入したものと考えられること、申立期間②に係る申立てについては、i) B 事業所が「C 社 B 事業所」として厚生年金保険の適用を受けたのは昭和 30 年 9 月 1 日であり、申立期間②において B 事業所は適用事業所ではなかったこと、ii) B 事業所を申立期間②当時経営していた C 社は、昭和 24 年 1 月

1日に社会保険の適用事業所になっているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無いこと、iii) C社の事業を継承したE社は、申立期間②当時の書類を保管しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できないことなどを理由として、申立期間①及び②について、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、新たな資料等の提出は無いが、申立期間①のA事業所における同僚に厚生年金保険記録があるのに自分の記録が無いことに納得できないと申し立てているものの、当該同僚は入社から約1年後に厚生年金保険に加入したものと考えられる上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が姓のみ記憶している別の同僚の記載を確認することはできないことから、当時、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。また、申立期間②に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の氏名を確認することができない。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。